

主な申告漏れ等の事例

事例 1: 輸入者が支払った価格調整金(インボイス金額以外の貨物代金)の申告漏れ

輸入者Aは、アメリカ等の輸出者から医療機器などを輸入しており、Aは、輸出者との取決めに基づき、過去2年の間に輸入した貨物について遡及して価格を見直し、増額となった金額を価格調整金として支払っていました。本来、この価格調整金は課税価格に含められるべきものでしたが、Aは修正申告を行っていませんでした。

その結果、申告漏れ課税価格は 198 億 9,168 万円、追徴税額は 11 億 7,634 万円でした。

事例 2: 冷凍豚肉に係る高価申告

輸入者Bは、カナダ等の輸出者から冷凍豚肉を輸入しており、差額関税制度において最も関税額が小さくなる1キログラム当たり 524 円の価格に近い価格で購入しているものとして申告していました。しかしながら、本来申告すべき価格は、524 円より大幅に安い価格であることが認められ、高価申告となっていました。

その結果、申告が過大であった課税価格は 17 億 4,945 万円、追徴税額は 23 億 6,092 万円(うち重加算税 6 億 1,174 万円)でした。

事例 3: 輸入者が無償提供した材料費用の申告漏れ

輸入者Cは、韓国の輸出者から美容関連機器を輸入しており、輸出者に対して輸入貨物の生産に必要な材料を無償で提供していました。本来、この材料の無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れの課税価格は8億 9,688 万円、追徴税額は 7,456 万円でした。

事例 4: 処分又は使用につき制限がある貨物に係る課税価格の申告誤り

輸入者Dは、中国の輸出者から太陽電池モジュールを輸入しており、Dは輸出者との間で取引形態別に輸入貨物の価格を取決めていました。Dは、Dのグループ会社に販売する貨物については、グループ会社に販売することを条件に、一般顧客に販売する貨物よりも低い価格で購入しており、この低い価格に基づき輸入申告を行っていました。一般顧客に販売する貨物とグループ会社に販売する貨物の輸入申告価格の差額は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は92億5,137万円、追徴税額は6億2,903万円でした。

事例 5: 低価インボイスによる輸入申告(重加算税が賦課された事例)

輸入者Eは、中国等の輸出者から乾燥わかめなどを輸入していました。Eは、輸入申告よりも前に正規の価格を認識していましたが、輸出者に対し正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成するよう依頼し、又は、Eが自ら正規の価格よりも低い価格が記載されたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽又は仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき、申告していました。

その結果、申告漏れ課税価格は4億2,965万円、追徴税額は8,393万円(うち重加算税2,058万円)でした。